

様式1 厚木市報道資料 (制度、その他一般等)		発 信 日	
		令和2年5月18日	
1	件 名	中小企業応援交付金について	
2	概 要	5月15日から申請受付を開始しました「コロナに負けない!あつぎ中小企業応援交付金」について、市内企業の皆様の要望を反映させ、国の支援制度有効活用に係る支援を追加するものです。	
3	目 的	市内中小企業等の皆様が雇用調整助成金などの国の支援策について、効率的かつ的確な申請を行い、有効活用できるよう、申請に係るコンサルタント料の一部を補助するものです。	
4	背 景	国の支援策に係る申請について、円滑な申請を行うため、コンサルタントへ依頼するケースもあり、手数料等の負担が大きいという声を受け、市独自の補助を行うものです。	
5	PRしたい内容、セールスポイント、前回との違い等	<p>県内初の制度であり、市内中小企業が円滑に国の支援制度に係る申請を行い、制度の有効活用を図ることを目的とした本市独自の支援対策となります。</p> <p>今般の感染症拡大の影響により、様々な課題を抱える中小企業に対し、機を逃さず、国の支援制度を有効活用しながら、市内の早期の経済回復に向けた支援に取り組むものです。</p>	
6	予 算	20,000千円(上限10万円×200者)	
7	他市の状況	神奈川県内では初めての制度です。	
8	問合せ先	部課名	厚木市 産業振興部 産業振興課
		電話	(046) 225-2830